

津波注意報における避難基準の変更について

石巻市では、津波注意報の際は、「注意喚起」から地域を指定し「避難指示」の基準に変更しました。

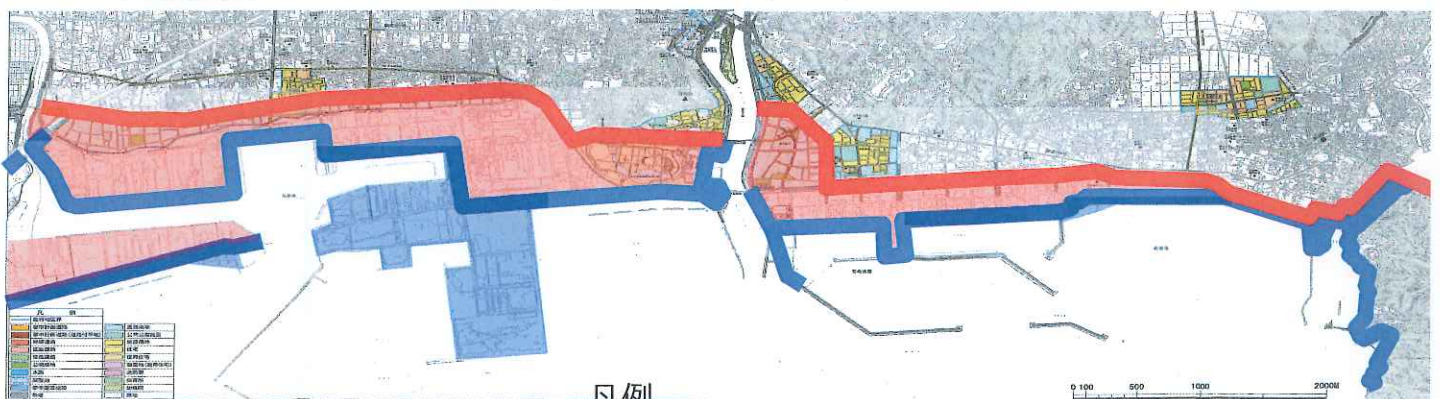
1 避難指示対象エリア

- ア 石巻西エリア 西浜町、重吉町、門脇字明神の一部、門脇字捨喰の一部、門脇字浦屋敷の一部、門脇字鷺塚、中島町、中屋敷2丁目の一部、新館2丁目の一部、三ツ股3丁目の一部、三河町、潮見町、築山3、4丁目の一部、大街道南3丁目の一部、大街道東2、3丁目の一部、南光町2丁目、雲雀野町、南浜町、門脇町3、4、5丁目の一部、中瀬を対象とする。
- イ 石巻東エリア 川口町1、2、3丁目の一部、明神町1丁目の一部、魚町1、2、3丁目、渡波長浜、松原町の一部、長浜町の一部、幸町の一部、渡波町3丁目の一部を対象とする。
- ウ 半島沿岸部エリア (低平地エリア) 荻浜地域全域、河北地域一部（長面、尾崎、釜谷）、雄勝全域、北上全域、牡鹿全域

2 注意報発表後に開設されている避難場所（7施設）

- (1) 石巻西エリア（4校）・・・石巻中学校、総合体育館、釜小学校、大街道小学校
- (2) 石巻東エリア（3校）・・・湊中学校、渡波小学校、万石浦中学校
- ※ 半島沿岸部については、防災集団移転により高台移転していることから海岸付近で就労している方などに対する高台への一時避難を促すものです。現在のところは、津波注意報での避難所開設は行わない予定です。

3 避難指示対象エリア図（石巻市内）



～ 市民の皆さんはできるだけ落ち着いて行動してください ～

担当：石巻市総務部危機対策課 0225-95-1111(内線4155・4157)